

令和 5 年 第 7 回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和 5 年 7 月 18 日(火)午後 2 時 30 分 浜北区役所 3 階 大会議室

2. 委員の出欠 出席： 松澤崇 渡瀬三郎 松島好則 加茂龍雄 江間栄作 中村金夫
横井典行 足立侑律 袴田博子 根木常次 内山進吾 岡本純
山中秀三 杉山誠 後藤剛 森島倫生 鈴木英雄 水崎久司
井上保典 伊藤安子 小柳守弘 鈴木要

欠席： 平尾温己 中安千秋

3. 出席した事務局職員

鈴木智久 齋藤和也 石川宗明 河村幸一郎 縣弘之 奥山英洋 吉山和志
富永幹人 加藤裕 笠原直人 大石真暉 佐々木朝飛

4. 審議事項

第 47 号議案 農地法第 3 条の規定による許可について
第 48 号議案 農地法第 4 条の規定による許可について
第 49 号議案 事業計画変更承認申請について
第 50 号議案 農地法第 5 条の規定による許可について
第 51 号議案 非農地証明について
第 52 号議案 農用地利用集積計画の決定について

5. 報告事項

報第 45 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報第 46 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について
報第 47 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について
報第 48 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報第 49 号 滞納処分による公売に係る農地等の現況報告について
報第 50 号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
報第 51 号 農地の地目変更登記に係る報告について
報第 52 号 農業用施設証明について

6. その他

議事の概要

局 長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。
います。

それでは、只今から令和 5 年第 7 回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席人数ですが、24 名のところ 22 名と過半数を超えておりますので、本会が成立しますことをご報告申し上げます。また、本日の欠席者ですが議席番号 4 番の平尾温己委員、議席番号 17 番の中安千秋委員でございます。なお、会議中は携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定するようお願いいたします。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣告をお願いいたします。

会 長 みなさん、こんにちは。第 7 回の総会ということで、暑い中お集りいただきありがとうございます。

7 月ということで私たちは 3 年任期の残り 1 年となります。後ほど事務局から報告がありますが、来年度に調査会の再編があります。2 期前に新しい農業委員会制度ができて、その際に調査会についても右往左往しながら一番良い調査員制度の割り振りなどを含めて考えてきたわけですが、2 期経過するうちに農地の面積の問題や国の人・農地プランの延長にある地域計画をスムーズに進めるための調査会のあり方を考えていかなければならないということで、うまく機能するようにと事務局へ指示をしたところ、今回のように変更していくという形になりましたので、後ほどご報告させていただきます。

新しい農業委員、推進委員、調査員を出していただきたい、という時期になりました。強制ではないですが頭の隅に置いていただきたいのが、認定農家と女性委員の起用について、各調査会で協議をしていただきたいと思います。農業委員会のあり方として課題となっているということを皆さんにご理解いただきたいと思います。

個人的な不幸があり、準備不足で総会に臨んでしまいました。大変申し訳ないですが、その 2 点についてお願いしたいと思います。

簡単ではございますが、あいさつと代えさせていただきます。

それでは、令和 5 年第 7 回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局 長 ありがとうございます。それではここからの進行は、議長として松島会長をお願いいたします。

議 長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 それでは、議席番号 13 番の岡本純委員、議席番号 14 番の山中秀三委員をお願いいたします。

議 長 それでは、議事に入ります。第 47 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 1 ページをご覧ください。第 47 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

大 石 それでは整理番号に○を付した案件について説明いたしますが、今月は委員該当案件がありますので、よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、委員該当案件を先に審議いたしますので、■■■■委員はご退室をお願いします。

(■■■■委員退室)

議 長 それでは事務局から説明をお願いします。

大 石 それでは、委員該当案件を説明いたします。

議案3 ページ、地区「三ヶ日」、整理番号 162 番は贈与に係る案件です。

譲受人は、三ヶ日町本坂の■■■■、36 歳でございます。■■■■は、両親とともに耕作をしてきましたが、今回、使用貸借権を設定していた申請地を贈与により取得したく、申請に至ったものでございます。申請地は、北区三ヶ日町本坂の畑、2 筆で、取得後は、みかんを作付けしていく計画でございます。

委員該当案件の説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果につきまして、私からご報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題なしとのことです。

只今の事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 47 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」のうち、委員該当案件につきましては、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

それでは、■■■■委員はご入室をお願いします。

(■■■■委員 入室)

議 長 それでは、引き続き事務局から説明をお願いします。

大 石 議案1 ページ、地区「神久呂」、整理番号 151 番は所有権の売買に係る案件で、下限面積撤廃に伴う申請でございます。譲受人は、西区大平台三丁目の■■■■、37 歳でございます。■■■■は、これまで父と共に庭木の苗の育成を行ってきましたが、この度、申請地を売買により取得し、農業参入するべく申請に至ったものでございます。申請地は、西区大久保町の畑、1 筆で、取得後は、柿・栗・サツキ苗・つつじ苗を作付け・育成していく計画でございます。この案件につきましては、農地台帳登載申請と同時に農地を売買で取得するため「浜松市農地法第 3 条に係る許可基準」第 4 条に基づき、許可後 1 年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

続きまして、議案2 ページ、地区「河輪」、整理番号 155 番は所有権の売買に係る案件で、下限面積撤廃に伴う申請でございます。譲受人は、南区本郷町の■■■■、36 歳でございます。■■■■は、これまで農業経験はなく、野菜や花を少し育てたことがある程度ですが、この度、申請地を売買により取得し、家庭菜園を行いたく申請に至ったものでございます。申請地は、南区河輪町の畑、1 筆で、取得後は、キュウリ・ナス・トマトを作付けしていく計画でございます。この案件につきましては、農地台帳登載申

請と同時に農地を売買で取得するため「浜松市農地法第3条に係る許可基準」第4条に基づき、許可後1年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

続きまして、議案3ページ、地区「北浜」、整理番号163番は売買に係る案件でございます。譲受人は、浜北区八幡の[REDACTED]、72歳でございます。[REDACTED]は、ブラジル国籍の方で、現在、浜北区八幡及び東美園でキャッサバ、トマト、きゅうり等の栽培をしておりますが、この度、規模拡大を図りたく申請に至ったものでございます。申請地は、浜北区東美園の畑5筆で、取得後は、玉ねぎを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案3ページ、地区「北浜」、整理番号164番は贈与に係る案件で、下限面積撤廃に伴う申請でございます。譲受人は、浜北区本沢合の[REDACTED]、66歳でございます。申請地は親族が所有する農地で、親族が管理できないため、[REDACTED]が耕作管理してきましたが、この度、贈与していただけることとなり、申請に至ったものでございます。申請地は、浜北区本沢合の畑1筆で、取得後はジャガイモ、タマネギなどを作付けしていく計画でございます。この案件につきましては、農地台帳登載申請と同時に農地を贈与で取得するため「浜松市農地法第3条に係る許可基準」第4条に基づき、許可後1年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、積志地区調査会の平尾委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

積志地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

加茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

江間 湖東地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。

横井 篠原・舞阪地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足立 芳川・飯田地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。

袴田 河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根木 新津・可美地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡本 都田地区調査会で審議しましたが、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後藤 三ヶ日地区調査会で審議しましたが、問題ありませんでした。

議長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員が欠席のため私からご報告申し上げます。

浜名・北浜地区調査会で審議した結果、特に問題がないとの報告を受けています。

議 長 最後に、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。
 森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手をお願いします。
 (森島委員 挙手)
 議 長 はい、森島委員。
 森 島 新規就農にかかる農地の取得に関する案件がいくつかあります。新規就農の下限面積撤廃以降の申請の受け付けですが、事務局の報告によれば、1年後作付け状況の報告義務はあるようですが、転用等については従来の取り扱いと同じと考えてよいのでしょうか。
 吉 山 3条で取得するということは、耕作目的で取得する、ということになりますので、基本的に転用は数年間認めないことになります。
 森 島 その説明は従来の3条の所有権移転も同じだと思います。同じように農地として使用することで3条申請を受け付けて許可してきましたが、年数が経ち転用申請があったところで農業用施設や駐車場など、都市計画が認めるものについては許可されてきたのではないかという認識なのですが、違っていませんか。
 吉 山 従来は3年3作といって、農地を取得してから3年間は転用できないという基準を設けていましたが、国から年数を定めることがよろしくないという通達があり、浜松市では3年3作の基準は撤廃しました。しかし、3条は耕作目的での取得となりますので、将来的に5年10年経って耕作ができなくなれば致し方ないですが、基本的には転売目的での取得は認めないということで審査をしています。
 森 島 基本原則はそうかと思います。実例がなかったかと言われたときに、3年3作の時代には3年3作以後、所有権移転がなかった、或いは地目変更がなかったとは言いきれないのではないかというのが問題であると思います。
 吉 山 3年過ぎて転用ということはありません。
 森 島 下限面積撤廃以降に受け付け、1年後の作付け状況を確認する、そこまでは確定しています。その後の取り扱い、例えば3年経過後に転用申請が出てきた場合、事務局の説明どおり従来と同じ対応をとるとすれば、転用の可能性が残ることになるのではないかと思います。今は3年3作の原則はありませんから、来年にでも申請が出てくる可能性が無いわけではないと考えた時に、私は下限面積が撤廃されたという意味は、小面積であったとしても耕作する意欲がある人に農業をやってもらうという考え方から法改正がされたと理解していますので、ほぼ未来永劫許可地にはならないということで受け止めるべきだと思うのですが、この点について確認させていただきたいと思います。
 局 長 法改正は、今までは下限面積を設けることで生業として農業をする人だけだったものを、担い手が減ってきて農地が荒れてしまう、それをカバーするために門戸を広げて、半農半Xという言い方を農林水産省がしていますが、専業農家だけでなく農地として管理してくれる人がいれば、そういった人にも耕作目的で権利を与えても良いのではないかと、そういった議論の中で成り立ったという経緯があります。
 ただし、吉山が申し上げたとおり、農地取得後は、農林水産省からは3年3作の縛り

をやめるよう通知も出ており、未来永劫農地として使わなければいけないという縛りもないため、我々も苦慮しているところではあります。あとは個別に判断していくしかないと思います。例えば、極端に言えば、耕作したくて農地を取得したが、病気でできなくなり家族もいない、そういった場合には耕作を続けることは無理があります。できれば他の人に農地として取得してもらうのが望ましいのですが、やむを得ない事情の中で転用ということもありうることから、事情を加味しながら判断していく必要があるかと思っています。

森 島 農地を手放そうかと思っている側にとっては、ある意味野放図に対応できる可能性もあるという認識が広まることを心配しています。例えば周りで農地を欲しい人がいて、今回の申請のような2畝や3畝をいくらかで手放したとする、それが数年後に転用が可能だということが、おくびにも見えてはいけないものだと考えます。そういったところが、事務局長が苦慮されているところだと思うのですが、デリケートで厄介な問題だと思います。このところは、会長は県農業会議の副会長でもありますので、そういう問題意識を県をとおして国の農地行政の根幹に関与してもらいたいと思います。

議 長 それでは採決いたします。第47号議案「農地法第3条の規定による許可について」のうち、只今の委員非該当案件につきましては、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第48号議案「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案5ページをご覧ください。第48号議案「農地法第4条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

大 石 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号39番外7件でございます。

転用目的別の内訳は、農家住宅・農業用施設が4件、工場が1件、営農型太陽光発電が3件でございます。また、農地区分別の内訳は、農用地区域内農地が4件、第1種農地が1件、第3種農地が3件でございます。なお、是正案件は39番、40番、41番、44番、45番です。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松 澤 中央地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

中ノ町・笠井地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

続いて、細江地区の山中委員からお願いします。

山 中 細江地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員が欠席のため私からご報告申し上げます。

浜名・北浜地区調査会で審議した結果、特に問題がないとの報告を受けています。

最後に、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 48 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 49 号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋 藤 それでは、議案 9 ページをご覧ください。第 49 号議案「事業計画変更承認申請について」でございます。担当より説明いたします。

大 石 農地法第 4 条または、第 5 条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事業を行うこととされていますが、許可を受けたあと、やむを得ずその事業計画を変更しようとする場合は、許可権者が事業計画の変更承認をすることができるとされております。

今月の申請は、当初の計画を全て変更する「全部承継」が 2 件と、当初の計画期間を延長する「目的変更」が 1 件でございます。

議案 9 ページ、地区「三方原」、整理番号 8 番について説明いたします。申請人は、当初の転用事業者である [] と、承継者である [] でございます。申請に至った経緯でございますが、当初の計画では、平成 3 年 1 月に農地法第 5 条の許可を受け、申請地に分家住宅を建築する予定でしたが、その後、資金の調整がつかなかったことから計画が中断し、建築されないまま現在に至ります。申請地は、[] に位置する農地でございます。申請地の農地区分につきましては、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。承継後の転用計画は、既存の宅地及び周辺農地を含めた敷地に、新たに倉庫を増築するもので、配置計画から見て転用面積は適当と認められます。敷地の外周には見切工を設置し、雨水は、敷地内の側溝から調整池に流入させ、排水路に制限放流する計画で、汚水雑排水は浄化槽を経て排水路へ排水する計画となっております。また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、転用計画について、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。なお、事業計画変更後の 5 条申請につきまして、議案 20 ページ整理番号 490 番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願いいたします。

続きまして、議案 10 ページ、地区「中瀬」、整理番号 9 番について説明いたします。申請人は、当初の転用事業者者である [] と承継者である [] です。

申請地は、[]に位置する農地です。農地区分は、第3種農地に該当すると判断いたしました。申請に至った経緯でございますが、当初の計画では、昭和46年8月に農地法第5条の許可を受け、申請地に自己用住宅を建築する予定でしたが、その後、家庭の事情により計画が中断し、建築されないまま現在に至ります。承継者である[]は、現在、申請地北側隣接地に居住しておりますが、現状の敷地では手狭なため、申請地に倉庫の建築を計画したものでございます。承継後の転用計画は、倉庫を建築する計画であり、配置計画から見て転用面積は適当と認められます。敷地の外周には見切工を設置し、雨水は自然浸透する計画となっております。当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、転用計画について、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。なお、事業計画変更後の5条申請につきまして、議案23ページ整理番号512番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願いいたします。

続きまして、議案11ページ、地区「中瀬」、整理番号10番をお願いします。申請人は、当初の転用事業者である[]です。申請地は、[]に位置する農地です。申請に至った経緯でございますが、当初の事業計画では、陸砂利の採取場として、令和3年7月から2年間の一時転用を予定していました。許可後、掘削作業に直ちに着手し、現在、埋め戻し作業を行っております。この度、現場監督者の健康上の理由により、新しい担当に引き継ぐことになったため、当初の事業期間内での埋め立てが困難になり、事業期間を半年間延長する申請に至ったものでございます。当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、工事期間中は、最小2m、最大5mの保安距離を確保し表土の流出を防ぐこと、外周には、防護柵、鍵付きの門扉などの設置により近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土、建設発生土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、キャベツ、ジャガイモ、サツマイモを作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていることから、周辺への影響は軽微と思われ、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第49号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議無いものと認め、承認することといたします。

次に、第50号議案「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案13ページをご覧ください。第50号議案「農地法第5条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

加 藤 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 442 番外 77 件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、自己用・共同住宅関連が 59 件、農業用施設が 4 件、事業用の建物関連が 4 件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が 6 件、太陽光発電が 4 件、営農型太陽光発電が 1 件でございます。

また、農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 4 件、第 1 種農地が 6 件、第 2 種農地が 19 件、第 3 種農地が 49 件でございます。

なお、是正案件は整理番号 459 番、462 番、506 番、516 番でございます。

また、駐車場、資材置場など建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。

それでは、議案に○を付した案件につきまして説明させていただきます。

議案 14 ページ、地区「長上」・「笠井」、整理番号 445 番をお願いします。東区上石田町と恒武町の田畑 9,828 m²について、工場を新築したいという申請でございます。申請者は、掛川市に本社を置き、[] を営む法人です。新規の受注増加に伴い、既存敷地での増築を検討しましたが、住宅地にあり、拡張が困難なため、本申請地に工場を設けたく申請に至ったものでございます。申請地は、[] に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。本事業は、工場 2 棟、駐車場、緑地等を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。申請地はアスファルト舗装し、周囲にはフェンス及び見切工を設置する計画であること、排水計画は、雨水は敷地内側溝から地下調整池を経て水路へ、汚水・雑排水は合併浄化槽から水路へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく事業承認を受けていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、盛土条例の許可申請済みであること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 21 ページ、地区「細江」、整理番号 492 番をお願いします。北区細江町中川の田 6 筆、3,889 m²について、太陽光発電設備を設けたいという申請でございます。申請者は、浜松市南区に本社を置き、[] を営む法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電事業を行いたく、申請に至ったものでございます。申請地は、[] に位置する農地です。農地区分につきましては、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、455W の太陽光パネル 1,020 枚を設置し、発電能力が 464.10kW となる発電設備を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。申請地の周囲には小堰堤とフェンスを設置する計画であること、雨水排水は敷地内で自然浸透させる計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、経済産業省の設備認定を受けていること、中部電力との接続契約も完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。盛土条例につきましては、静岡県盛土対策課で施工図や土量計算書をもとに盛土条例対

象外であることを確認しております。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

- | | | |
|---|---|--|
| 議 | 長 | それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
始めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。 |
| 松 | 澤 | 中央地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。 |
| 議 | 長 | 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。 |
| 渡 | 瀬 | 蒲・和田・長上地区調査会で協議した結果、問題はありませんでした。 |
| 議 | 長 | 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。
中ノ町・笠井地区調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。
続いて、積志地区調査会の平尾委員が欠席のため私からご報告申し上げます。
積志地区調査会で審議した結果、特に問題がないとの報告を受けています。
続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。 |
| 加 | 茂 | 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。 |
| 議 | 長 | 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。 |
| 江 | 間 | 湖東地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。 |
| 議 | 長 | 続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。 |
| 横 | 井 | 篠原・舞阪調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。 |
| 議 | 長 | 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。 |
| 足 | 立 | 芳川・飯田地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。 |
| 議 | 長 | 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。 |
| 袴 | 田 | 河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。 |
| 議 | 長 | 続いて、新津・可美地区調査会の根本委員からお願いします。 |
| 根 | 本 | 新津・可美地区調査会において、特に問題はございませんでした。 |
| 議 | 長 | 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。 |
| 内 | 山 | 三方原地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。 |
| 議 | 長 | 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。 |
| 岡 | 本 | 都田地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。 |
| 議 | 長 | 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。 |
| 山 | 中 | 細江地区調査会で審議しましたが、特に問題はございませんでした。 |
| 議 | 長 | 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。 |
| 杉 | 山 | 引佐地区調査会で審議しましたが、特に問題ありませんでした。 |
| 議 | 長 | 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。 |
| 後 | 藤 | 三ヶ日地区調査会で審議しましたが、特に問題ありませんでした。 |
| 議 | 長 | 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員が欠席のため私からご報告申し上げます。
浜名・北浜地区調査会で審議した結果、特に問題がないとの報告を受けています。
続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。 |
| 森 | 島 | 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。 |

議 長 最後に、佐久間・水窪地区調査会の井上委員からお願いします。
 井 上 佐久間・水窪地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
 (森島委員 挙手)
 議 長 はい、森島委員。
 森 島 大型の開発が今回何件かあります。近年続発している洪水の問題です。大きな川の合流地点で水があふれる事態が起こっており、農地整備課の担当とも議論させていただいているところですが、農業委員を経験してきて、以前は大規模な開発の時は、湛水防除に関する認識がもう少し深くあり、湛水池を様々な所で設置してきた経緯があるように思われます。近年は、都市計画法が一部変わったのだらうと思うのですが、開発地域の周りに土塁を作ってその役割を果たすというような開発がされるようになりました。事務局の皆さんも資料を見ているのでご存じかとは思いますが、他法令が変わっていくことで我々の許認可はそれに追従する形で変化してきたのではないかと思います。こういう問題について、直ちになんとかできないかという話をしているわけではなくて、除外のところから事務局で議論をなさるわけですから、特に上流域での水の問題について、事務局に一層の認識を深めていただきたいという意見です。
 議 長 森島委員の言われたように、災害について大変な時代になってきております。後ほど田んぼダムの話も出ますが、農地は自然の遊水地と言われていますが、それだけでは追いつかない状態です。上流の植林から始まって、河川、浜松市全体で排水について考えていかなければいけないことなので、災害が起こらないよう農業委員会としては農地に対してできることをやっていくということは、事務局も承知しており、今後も進めていくとうことでよろしいでしょうか。
 局 長 近年の気候変動によるものかと思いますが、豪雨が頻繁に起こるようになってきています。開発基準の中で、ある程度の規模のものは貯水池を設けるようになってきています。それだけではなくて、例えば農地整備課であれば排水機場の整備、河川課であれば河川管理といった市全体の中で取り組んでいるところですので、我々農業委員会事務局としても意識はしているところです。
 議 長 ありがとうございます。それでは、採決いたします。第 50 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
 (異議なし)
 議 長 異議がないものと認め、承認することといたします。
 次に、第 51 号議案「非農地証明について」を上程いたします。
 事務局から説明をお願いします。
 齋 藤 それでは、お手元の議案 25 ページをご覧ください。第 51 号議案「非農地証明について」でございます。担当から説明いたします。
 加 藤 今月の申請案件は、地区「笠井」、整理番号 27 番外 2 件でございます。
 地区「笠井」、整理番号 27 番の申請地は、昭和 37 年頃に住宅が建築され、宅地利用さ

れているものです。

地区「三ヶ日」、整理番号 28 番の申請地は、平成 7 年頃に農業用倉庫が建築され、宅
地利用されているものです。

地区「水窪」、整理番号 29 番の申請地は耕作困難のため、昭和 57 年頃に植林されたも
のです。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 51 号議案「非農地証明について」は、
原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に第 52 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局か
ら、説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 27 ページをご覧ください。第 52 号議案「農用地利用集積計
画の決定について」でございます。担当から説明いたします。

河 村 今回、議員該当案件がありますのでよろしくお願いします。

議 長 それでは、議員該当案件がありますので、 委員はご退室をお願いします。
(委員 退室)

議 長 それでは、事務局、説明をお願いします。

河 村 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。令和 5 年度第 4 回浜松市農用地利用集
積計画案でございます。公告予定は令和 5 年 7 月 20 日となります。

2 枚めくっていただきまして、「農用地利用集積利用権等設定内訳表」をご覧ください。
合計 235 筆、204,830.00 m²の内訳でございます。今月は、笠井地区での 12 筆をはじめと
して、計 22 地区での利用権設定を予定しております。その次の 1 ページから利用権設定
明細が掲載されております。

1 ページから 23 ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、25 ペー
ジは所有権移転を掲載しております。それでは、新規就農に関するものについて抜粋し
てご説明いたします。

1 ページの 1 番、2 番をご覧ください。 です。松崎町の農業法人、
 に就職して 3 年間農業を学び、今回の申請に至りました。南区下飯田町
 外 1 筆の畑、計 1,215 m²を借り受け、のらぼう菜、モロヘイヤの栽培を予定しており
ます。

次に、1 ページの 3 番をご覧ください。 です。農地所有適格法人の
 に就職して 8 年間農業を学び、今回の申請に至りました。南区堤町 の畑、
717 m²を借り受け、白ねぎの栽培を予定しております。

次に、1 ページの 4 番から 9 番をご覧ください。 です。平成 9
年 7 月に設立された会社で、取締役 の家族の営農地を法人に移転したく、

今回の申請に至りました。浜北区小松 外5筆の畑、計4,354㎡を借り受け、小麦、大豆の栽培を予定しております。

次に、1ページの10番から12番をご覧ください。 です。北区鷺沢町の農業者、 のもとで農業を学び、今回の申請に至りました。北区鷺沢町 外2筆の畑、計791㎡を借り受け、みかんの栽培を予定しております。

次に、5ページの1番をご覧ください。 です。代表取締役の が認定農業者の のもとで農業を学び、今回の申請に至りました。中区西丘町 の畑、1,781㎡を借り受け、いちごの栽培を予定しております。

次に、10ページの15番をご覧ください。 です。代表取締役の さんが認定農業者の さんのもとで農業を学び、今回の申請に至りました。西区和光町 の畑、2,704㎡を借り受け、スプレーマムの栽培を予定しております。

次に、9ページ、15ページから18ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が62筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、公社が県知事に事前に協議し、同意を受けたものについて農用地利用集積計画により同時に成立するもので、備考欄に配分先を記載しております。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はございませんか。

(補足意見なし)

議 長 その他、何かご意見、ご質問はございませんか。

(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 利用権設定に限った話ではないですが、外国人による農地取得について議論されるようになりました。条例改正、法改正にはなっていないかと思いますが、篠原のあたりで外国人が熱心に農業に取り組んでいるという話を聞いておりまして、私は外国人だからダメだということも横暴だなと思っているところがあるのですが、そういう議論がされていることは間違いがないようですが、浜松の農地行政にそのような議論が及んできているのか実態を教えてください。

河 村 本日データは持ち合わせていませんが、市内で広く外国人の利用権設定、農地銀行へ地主さんが登録してくれた農地の貸し借りが進んでいます。南区の方では、以前は外国人だからということで貸していただけないことが多かったのですが、行政として言い方が悪いですが、最近は外国人でもしっかりやるようになり大丈夫であるとの認識の中で、比較的農地を広げている方が10何名か利用権設定をされている方がいると認識しています。市役所のカウンターにもいらっしゃるので、話を聞く中で、農地を広げたい、或い

は日本人には阻まれるような荒れた農地も借りていただけたところもあります。外国人だからということではなく、外国人でも日本人でも同様に審査させていただいています。

森 島 所有権移転を認めた記憶がないわけではないのですが、実態が分かりますか。

吉 山 資料を持ち合わせていませんが、本日の議案 3 ページ、農地法 3 条、浜北区東美園で
[REDACTED]、ブラジル国籍の方が取得されています。外国人の農地取得はあります。

森 島 ありがとうございます。なぜローマ字表記になっているのか伺おうかと思っていたところでした。外国籍の方をこのように表記しているのだと理解できました。

私は一概にこれが問題だと考えられないのです。外国人でも真面目な人はいるし、日本人でそうでない人もいますかと思えます。外国人では駄目だという議論が始まっているものですから、会長以下考えた方が良くかと思えます。

議 長 その他、ございますでしょうか。

それでは、ご意見等もないようですので、第 52 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

それでは、[REDACTED]委員はご入室をお願いします。

([REDACTED]委員 入室)

議 長 次に、報告事項の第 45 号から第 52 号までを、事務局から報告をお願いします。

齋 藤 議案 29 ページをご覧ください。今月の報告事項は一覧のとおりでございます。

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

それでは、その他の委員の皆さまから、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

足 立 ・地区調査会における農地銀行支店会議について

森 島 ・砂利採取の埋め戻しによる農地の陥没について

鈴木英雄 ・営農型太陽光発電による榊栽培の収量と品質について

議 長 それでは、事務局からの連絡事項の前に次年度調査会等の再編について私から説明します。詳細については事務局から説明をお願いします。

縣 ・次年度調査会等の再編について

議 長 只今の調査会再編・推進委員の配置見直しについては、ご承知おき願います。

それでは、事務局から連絡事項がありましたら、お願いします。

齋 藤 ・田んぼダムについて

縣 ・令和 5 年度最適化活動の地区ごとの目標設定について

河 村 ・推進委員研修会の開催について

局 長 ・農業会議情報について

齋 藤 今後の会議予定

・令和 5 年 第 8 回 農業委員会総会

日時 令和 5 年 8 月 16 日 (水) 午後 2 時 30 分から

場所 引佐協働センター 2 階会議室

議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第7回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後4時20分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和5年8月16日（水）

会 長 松島 好則

委 員 岡本 純

委 員 山中 秀三